

事務連絡
令和4年3月9日

各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
内閣官房内閣参事官（ワクチン担当）

転居者にかかる接種券発送事務での VRS の活用等について（事務連絡）

日頃より、ワクチン接種業務に、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

3月、4月は転居者が増加すると考えられるところ、下記をご参照いただき、転居者の方々への接種券の送付について引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 転居者への接種券発行の運用の周知について

3月、4月は転居者が増加すると考えられるところ、

- ・転出元の市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、転出手続等の機会をとらえて、新型コロナワクチン接種を転入先の市町村で受けることを希望する場合は、転入先市町村で改めて接種券の発行を受ける必要があることを転出時に周知いただく、
- ・転入先の市町村においては、接種券発行について申請の要否などの運用を転入時に十分に周知いただく
- ・転出元又は転入先の市町村において、転出元市町村で発行された接種券を回収していただく又は破棄するよう本人に依頼していただく

など、転居者の方々に対する周知につきましても引き続きよろしくようお願いいたします。

2. VRS の活用について

「ワクチン接種記録システムにおける一括照会機能の追加について」（令和4年3月1日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）、デジタル庁デジタル社会共通

機能グループ（マイナンバー担当）事務連絡）でお示ししたとおり、本年3月1日より、VRS を用いて複数の対象者の接種記録を他市町村に一括して照会することが可能となりました。

また、「VRS における同意機能の実装と転入処理での他自治体への接種記録照会の運用変更について」（令和3年12月14日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）事務連絡）でお示ししたとおり、昨年12月14日より VRS での他市町村への接種記録照会時の本人同意が不要となっています。

これらの機能等について、転居者に対して本人からの申請を待たずに接種券発行を行うことなど、十分にご活用いただくようお願いいたします。

（以上）

連絡先

○厚生労働省健康局健康課予防接種室

メールアドレス：自治体サポートチームメールアドレス

○デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）

（市川・小泉・伊藤）

電話番号：03-4477-6783

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp